

生活困窮者支援を通じた地域づくり 地域福祉計画、他の分野との連携

平成29年度自立相談支援事業従事者
養成研修事業
後期 主任相談支援員

生活困窮者支援を通じた地域づくり

地域福祉計画、他の分野との連携

- なぜ困窮者支援に地域づくりが必要なのか
- 生活困窮者自立支援と地域福祉計画
- 生活困窮者自立支援と他の分野との連携
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画
- 豊中市の地域福祉計画と生活困窮者支援
- 地域共生社会の実現をめざす動向

生活困窮者支援を通じた地域づくり

なぜ困窮者支援に地域づくりが必要なのか

制度のめざす目標（２）

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく）
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する

新しい生活困窮者支援のかたち

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する

1コミュニティ・アセスメントの 視点と方法

1コミュニティ・アセスメントの方法

- ・その土地を初めて訪れる人になったつもりになる
その土地の観光地、特産品、名産、歴史や自然等を見る
- ・地域の特徴をさぐる
自治体のホームページから、人口、行財政、統計、地域の施策やサービス等の行政情報を入手し、地域の特徴を探る
- ・社会福祉に関する特性を整理する
生活困窮者支援に必要な社会資源を調べる、需給側の人数等
- ・自治体の統計、福祉計画から現状、課題、施策等把握
- ・特徴を明らかにするための比較の視点
国や県の平均との比較、類似規模の自治体との比較、過去からの推移等

(1) 地域の社会資源として組織や機関に着目する

- 行政組織、福祉系、保健・医療系、生活関連分野の組織や機関の一覧表を作成する
- データベースとして作成
 - 行政組織は全体を把握
 - 役割り、機能も具体的に把握
 - 代表番号だけでなくセクションの番号、担当者
 - 連絡可能時間等も
 - 生活関連分野は警察、消防、学校、銀行、商店、等幅広く

(2) コミュニティ・グループに着目する

- 地域のコミュニティ・グループにはインフォーマルな組織が多くある
- コミュニティ・グループの種類の図を参考に担当する地域に具体的、網羅的に調べる(テキストP 201参照)
- 登録された一覧表等を使用するが、登録されていないグループも地域に出かけ把握する
- 福祉にとらわれずテーマ別活動をするグループ、伝統的地域組織、生涯学習・趣味のグループ
- 生活を支えていくためには幅広い分野のつながりを把握しておくことが必要

図表 5 — 2 コミュニティ・グループ

1. 当事者・家族等のグループ
2. 福祉系ボランティアのグループ
3. 福祉（専門職）に関係するグループ
4. 保健・医療に関するグループ
5. テーマ別活動をするグループ
6. 商工会や組織・団体によるグループ
7. 伝統的な地域組織のグループ
8. 生涯学習や趣味のグループ

(3) キーパーソンに着目する

- 地域でなにか行動を起こしていくときにかなめになるような人
- キーパーソンは、支援員が地域に働きかける場合の働きかけ先であり、同時に支援員に地域情報を提供したり、地域の様々な活動者とのつなぎ役、仲間づくりや活動を呼び掛け等の役割を持つ
- 支援者が関係をつくりながら様子を観察しキーパーソンを探す
- キーパーソンはオールマイティな人ととらえるのは適切ではない、様々な場面により役割が入れ替わり、活動場面が、地縁型かテーマ型でも違いが見られる

キーパーソン

- ・専門職が地域に働きかけるためには、全ての地域住民一人一人に働きかける事は不可能。実際には、地域の様々な組織、団体の役員、地域の世話やき等キーパーソンに働きかけ、一緒に活動を進めていく事になる
- ・キーパーソンは、専門職が地域に働きかける場合の働きかけ先であり、同時に専門職に地域情報を提供したり、地域の様々な活動者とのつなぎ役、仲間づくりや活動を呼び掛け等の役割を持つ

キーパーソンの特性

○特徴的な要素

世話好き、人に関心がある、人生経験が活動に反映、
思いを形にする力、自己実現、自他ともに成長、活
動の継続性を意識、和を大切に、調整から雑用まで
こなす、マネジメント力、言いだしっぺ・呼びかけ、つ
ながりの大切さ自覚等

○キーパーソンが住民ならの立場を生かしてコーディネ
ット機能、ファシリテート機能、媒介機能を発揮し、
地域の課題解決活動を行っている

(4) 関係性に着目する

- (1)～(3)の作業を通して地域のネットワークがかなり把握できる、これらを総合的に見立てるのが「関係性」という視点
- 力関係を見る
地域の人間関係、組織間の力関係等の関係を把握する
- 個別支援で使用するエコマップと同じようなもの

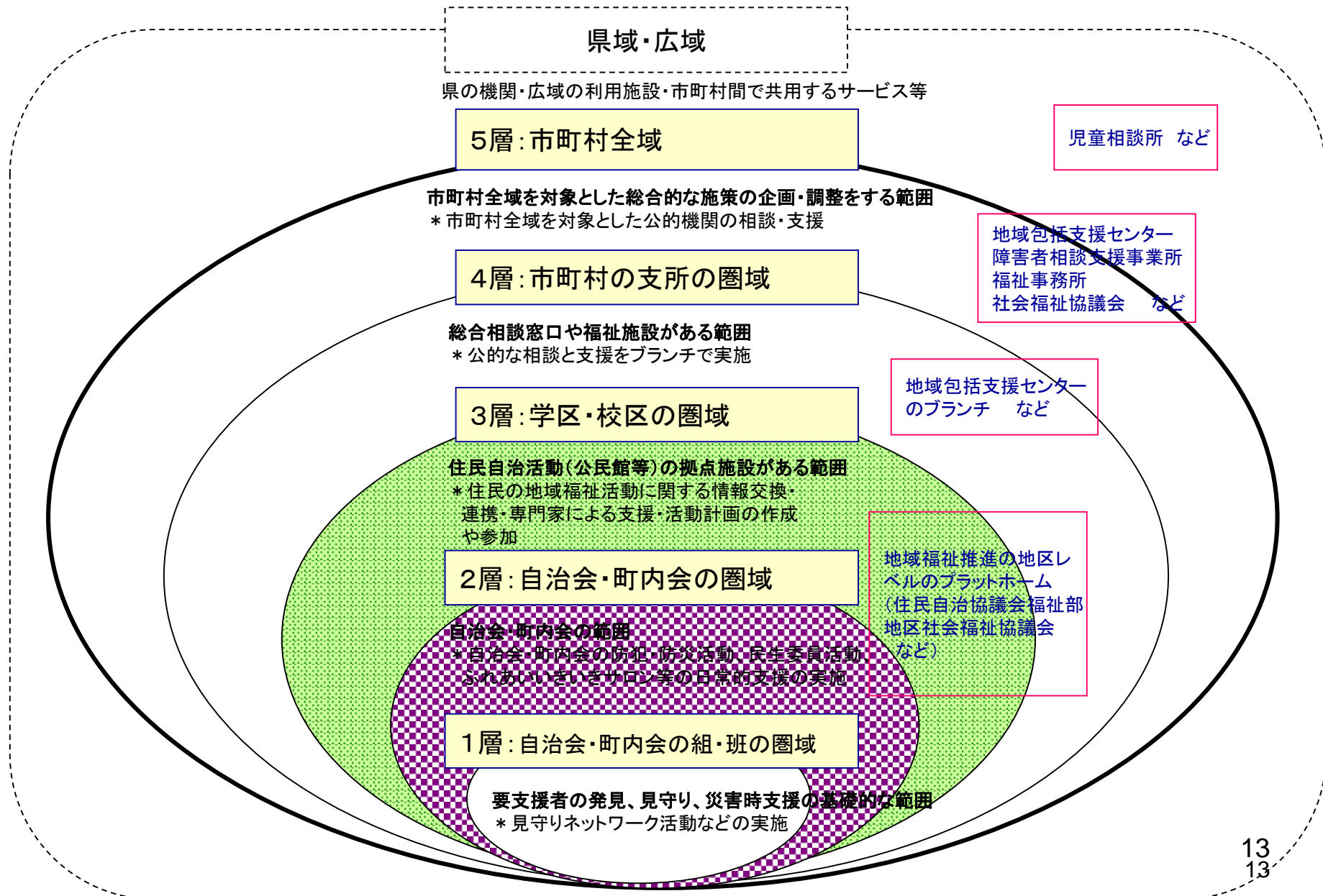
2 地域を重層的にとらえる

- ・「地域」といっても、どの範囲の事を指すのか不明確
- ・自治会の班、自治会・町内会、小学校区、中学校区、市町村全域、近隣市町村を加えた広域、県全域
- ・地図上の平面的理解でなく生活圏域として重層的に理解する
- ・圏域
介護保険制度（日常生活圏域）、地域福祉計画（福祉区）、合併前の旧町村単位、自治体のコミュニティ政策ともかかわる

(テキストP204図参照)

重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)



2 地域づくりとネットワーク

1 生活困窮者支援に必要なさまざまなネットワーク

- ・生活困窮者支援のための新たな仕組みとして地域においてネットワークを構築していく
- ・「発見のネットワーク」
SOSを発しにくい生活困窮者を早期に発見し支援につなぐ
- ・「支援ネットワーク」
就労支援についての実効性を高めるネットワークが重要
- ・「交流ネットワーク」
地域の関係者が共に学び、研鑽していく
- ・生活困窮者支援のありかた全体を見渡す協議会

2 ネットワークを構築するプロセス

「問題解決型ネットワークのつくり方」

- ・まずニーズがあり、このニーズを解決していくために必要な人たちに集まってもらい、一緒に問題解決方策を考
えてもらう
- ・集められたメンバーで、生活困窮者のニーズや地域の
問題解決のための計画を立て、実施し、モニタリングす
る

「問題共有型ネットワークのつくり方」

- ・課題の前に組織化が先行する
- ・組織ができて、お互いの活動、事業報告し合い、現状、課題
を共有する、問題が起こったときうまく機能する

目的に合わせてどのような方法、プロセスを取ればよいか選択していく

3「組織化」を促していくための方法

二つの方法「一定の組織」を設ける方法、「プラットフォーム」を活用する方法がある

- 「一定の組織」を設ける方法は、役員、ルール・規則を決めネットワークが組織体としてできるように整備する、従来型の組織化の手法、継続的活動がしやすい
- 「プラットフォーム」を活用する方法は、固定的な組織ではなく目的を共有したゆるやかな空間、目的を明確にして、それに賛同した人が集まる、柔軟な出入り可能な参加しやすい組織だがコーディネートする人がいないと機能しない

4 ネットワークの2面性

- ネットワークにより問題解決が可能になるという「正の力」と、場合により、生きづらさの源になるという「負の力」になる
- 無批判的にネットワークをつくった結果、逆にその人を縛り付けたり、個人を抑圧する装置になってしまう恐れもある
- とともに生きる場でもあり、抑圧し排除するのも地域である
- ネットワーク構築にあたっては、当事者中心を常に意識し、ネットワークをつくる事で、それにより地域社会を変革していくという視点も必要になる

5ネットワーク構築のための企画

「ネットワークの5w2h」

- 「Why」なぜネットワークが必要か、ネットワークをつくる事でどうしていききたいか、目的を明確にする
- 「Who」本制度がめざす包括的支援を実現するため多様な関係者に参加してもらう
- 「Where」地域を重層的にとらえ、どの層で構築していくか
- 「When」いつまでにつくるのか
- 「What」何をテーマにするのか、ネットワークで何をしていくのか
- 「Wow」どうやって運営していくのか
- 「How much」必要な経費等は経費どうするのか
(テキストP208図参照)

6 地域との協働の考え方

(1) 住民参加の段階とその目的

- ・住民参加には段階がある

情報を与えられるだけの段階から最終的には住民自治の段階まで、市民参加の段階がある

アーンスタインの8段階の「市民参加の梯子」(テキストP209図参照)

(2) ガバナンス・協働という考え方

- ・行政、市民、企業、地域住民等、多様な主体が協議しながら、社会や地域の問題解決に向かって役割りを担いあうスタイルをガバナンスという事がある

3 計画づくりに活かす地域福祉計画

1 地域福祉計画の策定と住民参加の原則

(1) 地域福祉計画とは何か

- ・社会福祉法の1条、基本理念で位置付けられた「地域福祉の推進」の具現化に取り組む方法として「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」が法定化された(内容はテキストP219図参照)
- ・「行政計画でありながら福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加協力を立脚して策定されるべきもの」とされている
- ・地域福祉計画について、自立相談支援機関も概要等を知っておくこと、計画策定に必要な情報を提供する必要がある

〈表6-1〉地域福祉計画に関する法規制（社会福祉法より抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達の基盤整備に関する事項

(2) 計画策定等における住民参加の原則

- ・地域福祉計画は策定過程で「住民や社会福祉事業者等の意見の反映」や公表について努力義務とされている事が特徴

2 生活困窮者支援と地域福祉計画

(1) 生活困窮者支援を地域福祉計画に位置づける意義

- ・生活困窮者を地域の中で支援していくためには法制度、公的なサービスだけでは十分ではない、インフォーマルなサービスの役割と機能が必要であり、そのためには地域住民の参加が不可欠
- ・地域における社会資源の開発求められる
- ・「生活困窮者支援を通じた地域づくり」ニーズは、「生活困窮者の地域生活を支える視点」と「生活困窮者を支える地域をつくる視点」の両方の視点が求められている
- ・地域福祉計画に生活困窮者支援制度を位置づけて計画的に取り組む事が、分権的・創造的支援を推進する観点からも効果的である

(2) 生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に盛り込むべき事項

- 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成26年3月27日社援発0327台13号厚生労働省社会・援護局長通知)を発出し「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項」を通知した(テキストP222図参照)早期に対応する事が望ましい

(3) 地域福祉計画への参画

- 策定体制「地域福祉計画策定委員会」等の委員会が設置された際に、自立相談支援機関が委員として参画する事は十分考えられる
- 委員以外でも実践の立場や生活困窮者を代弁する立場から、計画策定や遂行に必要な意見を示していく必要がある

図表 5 — 9 生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項（抜粋）

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。

2. 生活困窮者の把握に関する事項

本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。

3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく法定サービス、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。

(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく支援

② 関係機関・他制度等による支援

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

4. その他の留意事項等

3 策定プロセスへの参画における留意点

(1) 地域の福祉課題を意識化させること

- 地域福祉計画においては、地域住民に共通する、一般化できる普遍的問題だけでなくマイノリティーの問題、すなわちこれまで排除されたり抑圧されてきたニーズにも着目する事が必要
- 潜在的ニーズに着目する、それを顕在化していく多様な方法を組み合わせる、調査、住民懇談会、ワークショップ、事例検討会等、住民とともに協議を重ねる事で地域の福祉ニーズや生活課題について意識化する第一歩になる

(2) 地域福祉計画策定における住民参加の手法 五つの手法を組み合わせながら活用する

① ワークショップ

参加者と一緒になって行う共同作業、完成された成果より対話をしながら作業を進めるプロセスを大切にする

② 参加型住民懇談会

「一問一答」形式ではなく、参加者の「対話」を促進しつつ、テーマについて語り合う事を意図している

③ 住民参加型調査

調査を設計する段階から住民が主体的に参加、調査を実施、分析、考察、結果発表を行う、この過程を通して住民自ら地域福祉について学習していく事になる

④ シンポジウムなど学習プログラムの企画

関心を寄せてもらうことを目的に企画、一回だけでなく連続した学習企画を立案する事

⑤ 先進地の視察や情報交換

視察し、視察先と情報交換する事で計画の具体的なイメージをもつことができる

(例) 第3期豊中市地域福祉計画

みんなが進める地域福祉

- 特に重点的に推進すべき取組みとして「重点推進プラン」として位置づけを行いました。
- 重点推進プランは、本計画を進めるにあたって、本市の施策推進の効果などから、さまざまな施策・事業が複合的に関わってできる横断的な取り組みです。

1.社会的孤立者・生活困窮者への 支援

- 生活困窮者だけでなく、社会的孤立状態にある人も含めて重層的な支援を行える体制作りを進め、地域密着型のアウトリーチ支援を行うとともに、公金の徴収部門等との連携を強化し、早期発見・早期対応の取り組みを進めます。

①重層的なネットワークの構築

★小学校区単位

地域での見守り活動や交流活動、学校などとの連携をはかり、本人、家族などの変化に気付いた人が相談できる窓口の認知度を向上します。また、CSWをはじめ、専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制の強化に取り組みます。

★福祉7圏域

保健・医療・福祉に加え雇用労働や教育などの関係機関と連携し、地域福祉ネットワーク会議での各テーマで話し合う枠組みは維持しつつ、専門機関や市の関係課が参加するようにし、実効性の高い検討・取り組みができる体制を作ります。福祉施策と就労支援事業などが連携して実施します。関係機関が相互に連携して具体的な対応をするべく、生活自立支援や社会参加自立支援などの「就労準備支援事業」の取り組みなどを進めます。

②自立をめざした支援の仕組みづくり

- 福祉施策と就労支援事業などが連携して実施します。関係機関が相互に連携して具体的な対応をするべく、生活自立支援や社会参加自立支援などの「就労準備支援事業」の取り組みなどを進めます。

第6章 重点推進プラン

計画の多岐にわたる施策・事業の中で、特に重点的に推進すべき取り組みを設定し「重点推進プラン」として位置づけを行いました。

重点推進プランは、本計画を進めるにあたって、本市の施策推進の効果などから、さまざまな施策・事業が複合的に関わってできる横断的な取り組みです。

1 社会的孤立者・生活困窮者への支援

福祉の領域と考えられた課題も、雇用、教育、住宅など、住民が抱える生活課題が複合的となっており、とりわけ、社会的孤立者や生活困窮者の問題が顕在化しています。国では、生活困窮者への支援を中心に対応を求めています。本市では、生活困窮者だけでなく、社会的孤立状態にある人も含めて重層的な支援を行える体制作りを進めます。地域密着型のアウトリーチ支援を行うとともに、公金の徴収部門等との連携を強化し、早期発見・早期対応の取り組みを進めます。また、就労意欲の醸成や生活習慣の構築を必要とする場合は、伴走的な支援を進めます。

① 重層的なネットワークの構築

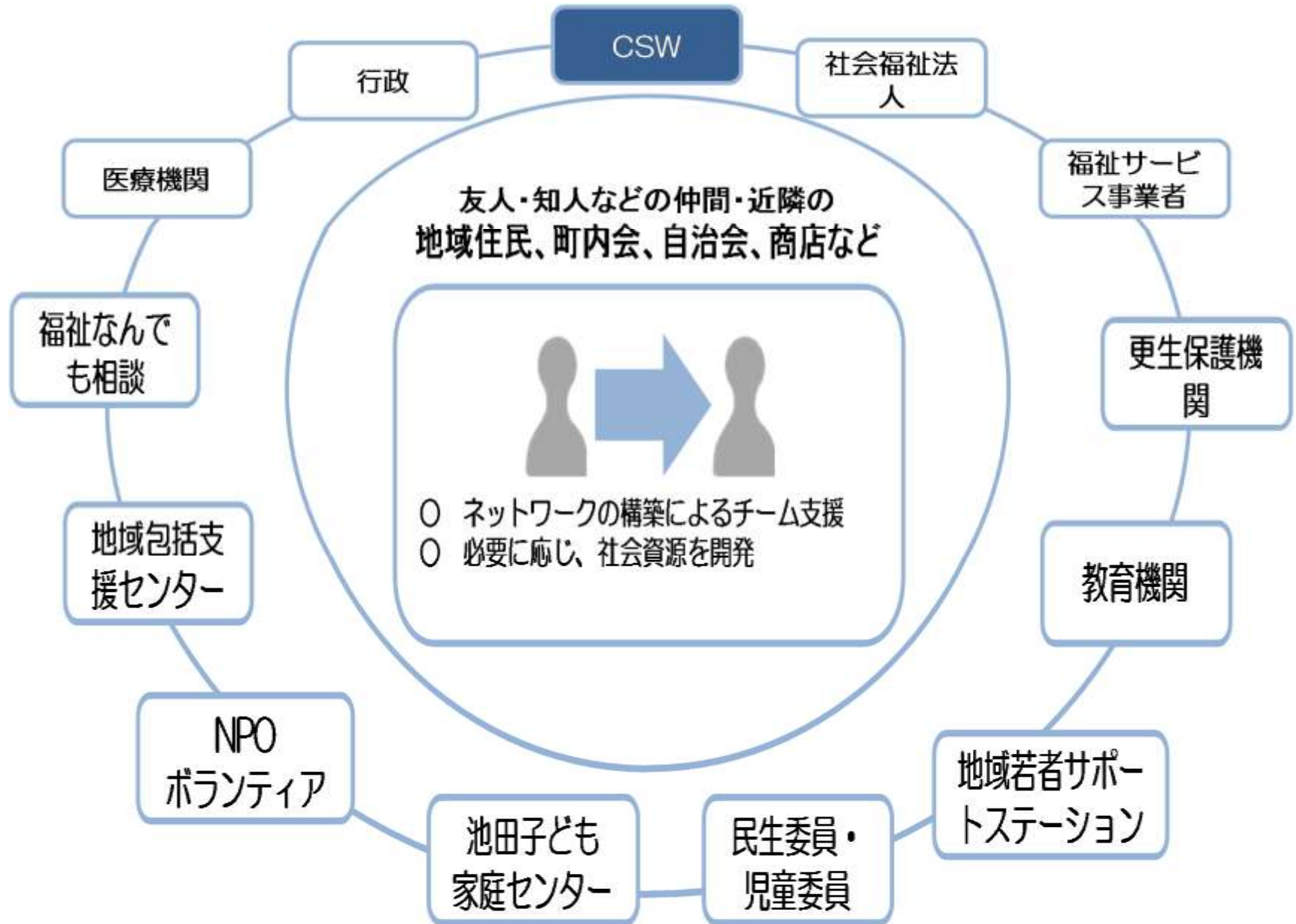
【小学校区単位】

地域での見守り活動や交流活動、また学校などとの連携をはかり、本人、家族などの変化に気づいた人が相談できる窓口（民生委員・児童委員、校区福祉委員会、福祉なんでも相談、CSW）の認知度の向上、また地域のこうした相談に対して、CSWをはじめ専門機関が迅速にバックアップできる総合的な相談体制の強化に取り組みます。

【福祉7圏域】

保健・医療・福祉に加え雇用労働や教育などの関係機関と連携し、地域福祉ネットワーク会議での各テーマで話し合う枠組みは維持しつつ、より具体的な意見交換などができるよう会議の活性化を図っていきます。またテーマに応じて専門機関や市の関係課などが参加するようにし、実効性の高い検討・取り組みができる体制を作ります。

関係機関のネットワーク構築図



地域における公益的な取組を実施する責務の考え方

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。
※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。
※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。
 - 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。
- ⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

「地域協議会」について

「地域協議会」については、地域の実情に応じた運営を考慮しつつ、社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、以下のような仕組みとしてはどうか。

【目的】

- 社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズを適切に把握する。
- もって、社会福祉法人等による地域福祉活動推進の基盤とする。

【開催主体】

- 所轄庁が既存の福祉に関する協議会を活用して、開催することができるものとする。
- 「地域協議会」の運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

【機能】

- 社会福祉法人が実施する「地域公益活動」に係る地域における福祉ニーズの把握
- 「地域公益活動」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した「地域公益活動」の実施などについての検討・調整）
- 「地域公益活動」の実施状況の確認

社会福祉法改正

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【抜粋】

「地域共生社会」の実現が求められる背景

（「地域共生社会」の目指すもの）

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

厚生労働省においては、**「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていく。**予算による対応に加え、本年の介護保険制度の見直し、平成30年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには、**平成30年度に予定される生活困窮者自立支援制度の見直し**など、2020年代初頭の全面展開を目指し改革を実行していく。

当面の改革工程

1. 地域課題の解決力の強化

●社会福祉法を改正し、地域課題の解決力強化の取組を促進する。

【主な内容】

・『我が事』・『丸ごと』の理念の明確化

・市町村による包括的支援体制の整備

・地域福祉計画の充実（福祉分野の共通事項を記載し、策定を努力義務とするなど） 等

●モデル事業の実施を通じて、身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりや、市町村において、分野横断的な相談支援体制の構築の取組を普及する。

●**今後1年（平成30年まで）の間に、地域課題の解決力強化の観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度等の見直しについて検討する。**

●今後3年（平成32年まで）を目処に、地域における体制整備の状況も踏まえつつ地域課題の解決力強化のための体制を全国的に整備・普及させるための支援方策について、制度のあり方を含め検討する。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案における社会福祉法改正案)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

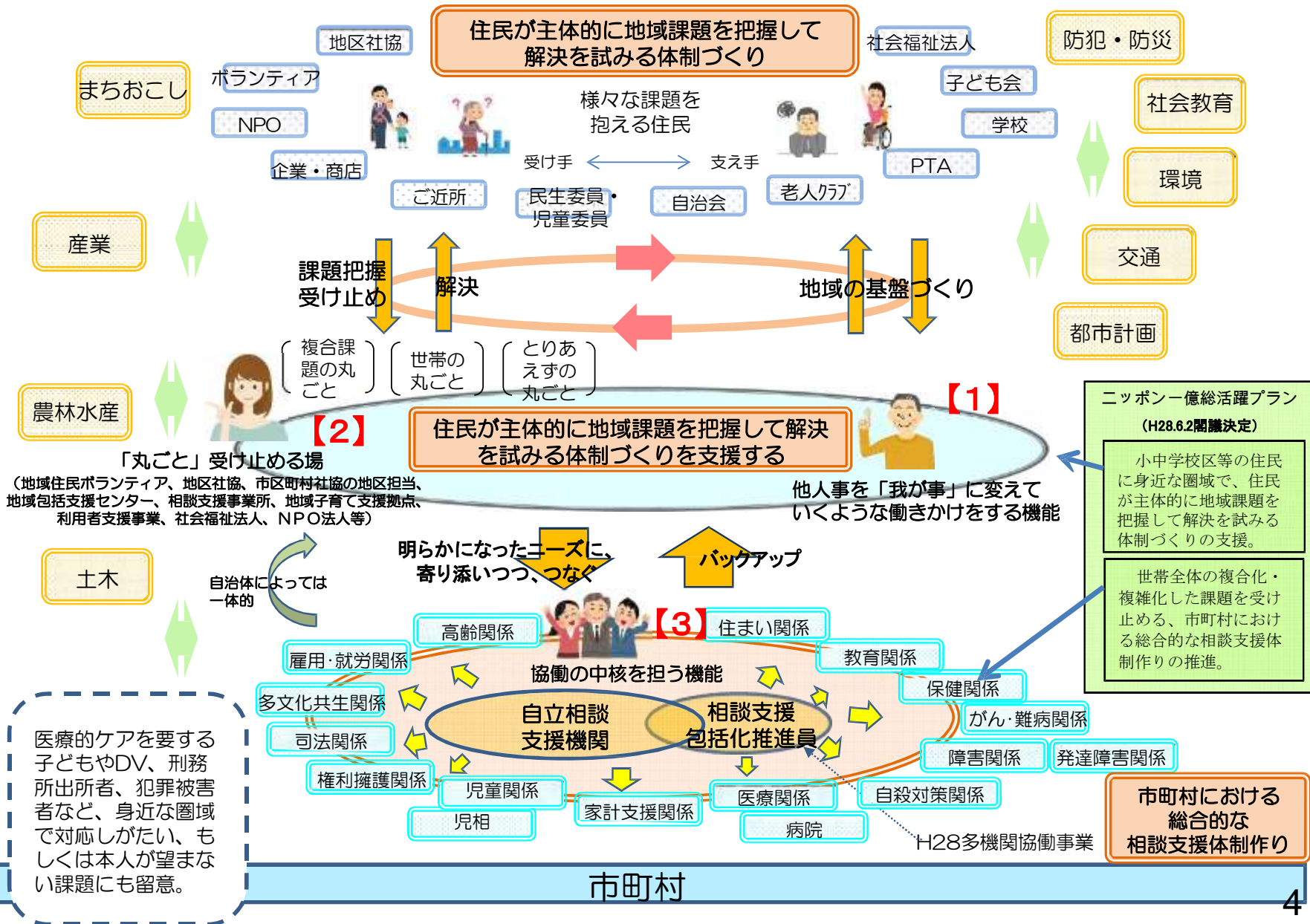
○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等



(参考) 社会福祉法改正案

(地域福祉の推進) ※第2項を新設

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務) ※条全体を新設

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(参考) 社会福祉法改正案

(包括的な支援体制の整備) ※条全体を新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

地域福祉計画

- ・市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画は策定が努力義務化された
- ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として、高齢者、障害者、児童等の分野を超えた横断的な計画として、共通して取り組む事項や、106条の3第1項にもりこまれた「我が事・丸ごと」の実施支援に関する事項が追加された